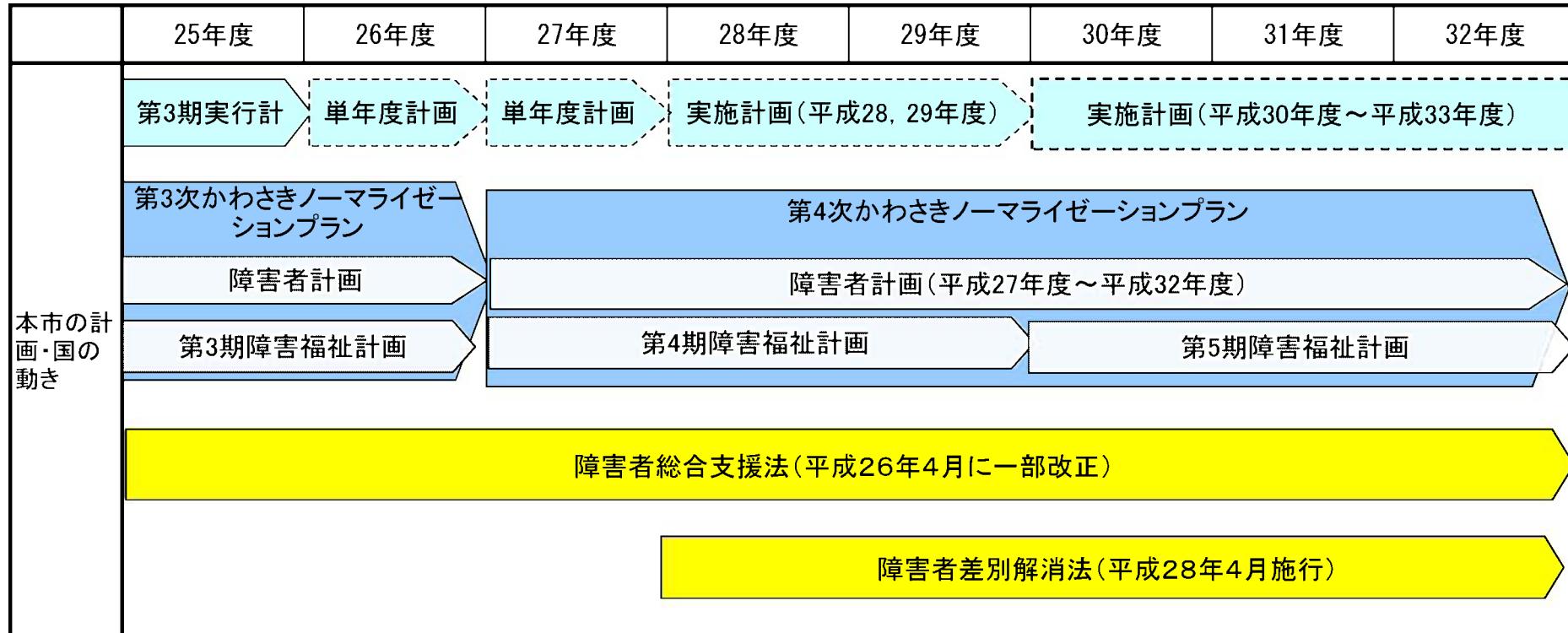


## 第4次かわさきノーマライゼーションプランの策定について

資料5

### 1 計画期間



### 2 今回の計画策定の体制について

障害者施策審議会の専門部会として計画策定委員会を設置

### 3 策定の基本的な考え方

- (1) 第4次かわさきノーマライゼーションプランのうち、障害者総合支援法に定める障害福祉計画は、法定通り平成27年度から平成29年度までの3か年を対象とし目標数値を設定する。障害者基本法に定める障害者計画は平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とする方向で検討する。
- (2) 障害者総合支援法の一部改正法の内容（グループホーム、ケアホームの一元化や障害支援区分の創設など）、及び平成28年4月施行の障害者差別解消法の内容、国の障害者基本計画（平成25年度～平成29年度）などこの間の国の動向を反映することが必要。
- (3) 本市において平成26年度に基本方針等を検討している「地域包括ケアシステム」との連携を図っていくことが必要。
- (4) 数値目標の設定等については、平成25年度に行う生活ニーズ調査の結果、給付分析結果、ヒアリング結果等を反映させる。
- (5) 障害者総合支援法の規定により、障害福祉計画を策定・変更しようとする場合には、地域自立支援協議会の意見を聞くこととする努力義務が規定されている。今回の計画策定にあたっても地域自立支援協議会の意見を聞くよう努めるものとする。

